

本町保育所・大竹保育所の統合に伴う認可・利用定員の設定について

1 これまでの経緯

(1) 平成 30 年 12 月「大竹市公立保育所等再編基本方針」策定

＜再編の方向性＞

①施設の効率化（公立保育所の適切な配置）

②施設等の改善及び多機能化

③周辺環境への配慮（周辺道路の混雑や事故発生リスクの解決）

(2) 令和 2 年 8 月「大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画」策定

○本町保育所（定員 80 名）を大竹保育所（定員 90 名）に統合

○統合後の定員：120 名以内（大竹保育所の収容可能人数及び民間保育施設の状況を勘案し決定）



2 今後の予定

(1) 令和 6 年 4 月に本町保育所を大竹保育所に統合し、保育を開始

(2) 令和 6 年 10 月頃から大竹保育所改修工事

※改修工事期間は本町保育所で保育を行う

(3) 令和 8 年 2 月頃から改修後の大竹保育所で保育を開始

3 認可・利用定員について

在籍児童数（令和 5 年 11 月 1 日時点）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
大竹保育所	6 人	8 人	14 人	17 人	13 人	21 人	79 人
本町保育所	1 人(※1)	3 人	5 人	8 人	8 人	16 人	41 人
合計	7 人	11 人	19 人	25 人	21 人	37 人	120 人

※広域入所児童（他市在住の児童）含む

※児童の年齢については 4 月 1 日時点の年齢

※1…本町保育所は 0 歳児保育を実施していないが、満 1 歳の誕生日を迎えた児童については受け入れている

統合後の認可・利用定員数（予定）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
大竹保育所	6 人	16 人	18 人	20 人	25 人	25 人	110 人
保育室面積(a)	122.33 m ²		56.57 m ²	57.23 m ²	57.23 m ²	58.53 m ²	
必要面積(児童 1 人当たり)(b)	3.3 m ²		1.98 m ²				
必要保育室面積(a×b)	72.6 m ²		35.64 m ²	39.60 m ²	49.50 m ²	49.50 m ²	

※統合後の認可・利用定員数（予定）は、令和 6 年度児童見込数及び設備の基準(※2)をもとに想定しており、本町保育所についても、必要面積を満たしている

※園庭（屋外遊技場）については、改修後の面積が約 500 m²になる予定で、必要面積の 110 人×3.3 m²=363 m²を上回る見込み

※ 2…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条の一部抜粋

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。